

有料職業紹介事業に関する
個人情報適正管理規定

有料職業紹介事業に関する個人情報適正管理規定

本所が実施する職業紹介事業に関する個人情報の取扱いについて、以下の通り取扱います。

(目的)

第1条 本規定は、職業安定法第4条9項及び第5条の4に基づき、有料職業紹介事業における個人情報の取扱いを定める。

第2条 職業紹介責任者は本規定を遵守し、求職者の個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(情報収集による業務の目的)

第3条 個人情報は、本人が希望する職業紹介を実施するため必要な範囲で収集を行う。また、収集した個人情報は、以下の目的のために利用するものとする。

- (1)職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供するため
- (2)求人情報に関するメールマガジンを配信するため
- (3)職業紹介で求職者に開示の許諾を得た業務提携先に提供する際に使用するため

(管 理)

第4条 収集する個人情報は本人から同意を得た範囲で取得し、収集した個人情報は本所において厳重に管理する。また、求職登録期間終了後、法令に定めがある場合を除き、漏洩防止措置を講じ適切に破棄する。

第5条 個人情報を取扱う事業所内の職員の範囲は、本部総務課の職員（職業紹介事業担当）とし、個人情報取扱責任者は職業紹介責任者川面喜昭とする。

(教 育)

第6条 職業紹介責任者は個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう常に努めることとする。

第7条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回以上実施する。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第8条 職業紹介責任者は求職者から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、本人が有する資格・職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。

(求職者への周知)

第9条 職業紹介責任者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅延なく行います。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅延なく訂正を行います。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

(苦情処理)

第10条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、職業紹介責任者は誠意を持って適切に処理をすることとする。

(秘密遵守)

第11条 求職者等の個人情報を取扱う者は、正当な理由がある場合を除いて、その業務上取扱ったことについて知り得た情報を他に漏らしてはならない。

令和7年11月26日

株式会社 Kawaki

代表取締役 川面喜昭

職業紹介責任者 川面喜昭